



締切迫る！

吉岡町「まち自慢」フォトコンテスト



「まちの魅力」を表現した写真を募集しています。

地域特産品などの副賞や、参加賞としてご当地ぐんまちゃんのオリジナルグッズがもらえるチャンスです。ぜひご応募ください。

▼応募期間

1月31日④必着

▼応募資格

町内在住のアマチュアの人

▼作品の要件

□平成26年1月以降に応募者本人が町内で撮影した未発表の作品（1人2点まで）。

□カラープリントの六つ切りまたはA4サイズ。



▼応募方法

・規定の応募票を作品裏面に貼付し、郵送または総務政策課へ持参してください。

・応募票および実施要領は総務政策課窓口にて配布、または町ホームページからダウンロードできます。

※実施要領をご確認の上、応募してください。

▼各賞

最優秀賞 1点 賞状

副賞：5千円相当の地域特産品

優秀賞 2点 賞状

副賞：3千円相当の地域特産品

入賞 5点 賞状

副賞：1千5百円相当の地域特産品

作品

佳作 10点(予定)賞状

※最優秀賞、優秀賞および入賞受賞者を除く応募者全員に、参加賞としてご当地ぐんまちゃんのオリジナルグッズ(予定)を進呈します。

▼問合せ先

総務政策課 政策室

☎26・2241(直通)

新成人の皆さんへ

20歳になったら国民年金



国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障がいが残ったとき、家族の働き手がなくなるときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもつて運営するため、安定して、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけのものではありません

年をとったときの老齢年金のほか、病気や事故で障がいが残った時に受け取れる障害年金、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(子のある配偶者)や「子」が受け取れる遺族年金もあります。

まだ学生で収入がありません

特例や猶予という制度があるので確認してね



学生納付特例制度

学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

納付猶予制度

学生でない50歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

▼問合せ先

健康福祉課 保険室

☎26・2249(直通)

☎22・1607
 波川年金事務所 国民年金課

農地中間管理事業

農地管理にお困りの人、農業経営規模を拡大したい大へ

群馬県農業公社では、群馬県より農地中間管理機構の指定を受け、農地中間管理事業を行っています。群馬県農業公社が農地の出し手と担い手の仲介を行いますので、安心して農地の貸し借りが行えます。農地中間管理事業を活用した場合、さまざまなメリットがあります。また、遊休農地に対しては今後課税強化が実施される場合もあります。

町では、この制度をよりよく知っていただくために群馬県農業公社から講師を招き、説明会を開催します。農地の管理に困っている人、現在の農業経営規模を拡大したい人など、お気軽にご参加ください。

▼期日 1月28日(土)

▼時間 午後7時から

▼場所

文化センター2階研修室

▼問合せ先

農業委員会事務局

☎26・2280(直通)

木造住宅耐震診断者派遣事業

もしもの時に備えて 自宅の耐震診断

木造住宅の地震に弱い部分や倒壊の可能性の有無について、耐震診断を希望する人に耐震診断者(一般社団法人群馬県建築士事務所協会に登録された木造住宅耐震診断調査資格者)を派遣します。

耐震診断費は無料ですが、診断者の交通費などは自己負担となります。

▼条件
該当建築物(貸家を除く)を所有し、居住している人で、町税の滞納がないこと。

▼該当する建物
①昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅または併用住宅で住宅部分の床面積が1/2以上のもの

②平屋建て・2階建てのもの
③在来軸組構造によるもの

▼募集戸数 3戸(先着順)
▼申込締切 1月31日(土)
※診断日程は申込みの翌月調整

▼申込方法
産業建設課窓口で事前相談後、申請書と必要書類を提出してください。

事前相談の際に、建築物が派遣事業の対象かどうかを確認します。

※住宅の建築年や構造を調べてください。申請書は産業建設課都市建設室窓口で配布、または町ホームページからダウンロードができます。

▼必要書類
①木造住宅耐震診断者派遣申請書(※印鑑が必要)
②居住していることが証明できるもの(保険証・運転免許証などの写し)

③町税の完納証明書
④対象住宅の固定資産税評価額証明書

⑤建築確認書・案内図・現況写真(2面以上)
※③④は、証明手数料が各300円かかります。

※⑤建築確認書がない場合、調査用図面作成費用として、別途1万円がかかります。

▼問合せ先
産業建設課 都市建設室
☎26・2278(直通)



町のシンボル 町章



豊饒(ほうじょう)に満ちた郷土を意図して、岡町の頭文字を円形に図案化したものを中心とし、本町随所に見望する古墳群の古代文化を象徴して石の鎌を三方に配したものです。3個の鎌は上毛三山を表現し、さらに3つの前進方向、より美しく、より明るい郷土と人づくり、より高度な住民福祉、より豊かに調和のある生活環境の整備を意図するものであって、古い伝統と美しい自然の中にはぐくまれてきた吉岡町の清新気鋭な町づくりを表現しています。

このコーナーでは町のおすすめ場所や楽しみ方を紹介します。

1月6日(金)から1月31日(火)までに申請を
在宅ねたきり老人等介護慰労金

町では、身体上または精神上の障がいのため、日常生活に著しく支障のある在宅の老人などを介護する人に、介護慰労金を申請により支給しています。

▼申請期間

1月6日(金)～31日(火)

(申請用紙は健康福祉課高齢福祉室にあります)

▼持参するもの

□印鑑

□振込先金融機関の通帳

▼支給対象者の要件

平成29年1月1日を基準日として、①～④の要件をすべて満たしている老人などを、1年以上継続して介護している人に支給します。ただし、介護している人が2人以上いる場合は主として介護した人が対象です。



- ① 基準日現在において町内に1年以上住所を有し、満65歳以上であること
- ② 要介護1～5の認定を受けている人、または在宅ねたきりの人
- ③ 施設入所者でないこと特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・ケアハウス・グループホーム・有料老人ホームを含む
- ④ 短期入所の利用や入院などの場合、在宅生活を離れた期間が100日を超えないこと

▼支給決定

町で定めた基準により調査し、後日通知します。

▼提出・問合せ先

健康福祉課 高齢福祉室

☎26・2247(直通)



入場無料

障がい者のつどい事業
新春コンサート2017
～音楽っていいな～

期日 1月15日(日)
場所 文化センターホール
内容

時間 午後1時30分～3時30分
(開場午後1時)

- ♪手話コーラス(手話サークルぶどうの会)
- ♪合奏・歌など(第四保育園)
- ♪和太鼓演奏(渋川特別支援学校)
- ♪吹奏楽(吉岡中学校)

コンサート
時間 午後1時～4時
障がい者施設によるお菓子・グッズの販売など

問合せ先 社会福祉協議会
☎54-3930 FAX 54-3673

初心者、男性も歓迎!

健康貯筋教室

運動不足の人、筋力をつけたい人、お腹まわりが気になる人などを対象に、ちよきん運動教室を開催します。お気軽にご参加ください。

▼期日

2月1日～3月29日の毎週水曜日、計9回

▼時間

午後1時30分～3時

▼場所

保健センター

▼対象

40～64歳で運動制限がない人

▼定員

20人(初参加者優先)

▼申込期間

1月16日(日)～18日(火)

▼申込み・問合せ先

保健センター

☎54・7744